

公益財団法人 大分県環境管理協会  
役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

**(趣旨)**

第1条 この規程は、公益財団法人大分県環境管理協会(以下「協会」という。)の評議員、役員、顧問、及び部会長(以下総称して「役員等」という。)の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

**(定義)**

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 定款第14条の規定による評議員
- (2) 定款第25条の規定による理事、監事、常務理事及び検査担当理事
- (3) 定款第32条の規定による顧問
- (4) 部会長

**(役員等の報酬)**

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、報酬を支給することができる。常勤の役員の報酬額については、世間水準及び経営内容、職員給与等とのバランスを考慮して、年間報酬総額を別表1に掲げる範囲内とし、理事会の議決を経て評議員会が決定した額とする。

2 役員等が、評議員会・理事会・検査委員会・部会長会等の会議に出席する報酬の額は、別表2のとおりとする。

3 役員等が、前項以外の職務を行うために要する場合の報酬の額は、別表3のとおりとする。

**(兼務役員の報酬)**

第4条 役員が職員職務を兼務しているときは、その兼務の状況によって、役員報酬と職員給与に区分して支給する場合がある。

2 前項の役員報酬と職員給与の総額は、前条に定める報酬総額を超えないものとする。ただし、プロパー(生え抜き)職員が、その定年前に役員を兼ねる場合は職員給与規程に基づく支給額とする。

**(支払日)**

第5条 常勤の役員報酬は、職員の給与の支給日に支給する。ただし、支給日当日が休日の場合は、前日に繰上げ支給する。

**(通勤費の取扱い)**

第6条 役員のうち公用車による送迎を行う者以外は、その通勤の実態に応じて、その費用を職員給与規程に準じて支給する。

**(報酬からの控除)**

第7条 毎月の役員報酬から控除されるものは、所得税、地方税、社会保険料、及び控除することについて本人から申し出のあった前払金・貸付金・立替金等とする。

**(報酬の改訂)**

第8条 役員報酬については、定期昇給は行わない。

**(職員給与との関係)**

第9条 職員給与が改訂されるに伴って、役員報酬との間に、著しい不均衡が発生するような場合には、職員給与の改訂時期に合わせて役員報酬の改訂を行うことがある。

**(減額の措置)**

第10条 役員の報酬については、懲罰、業績の悪化その他の理由により必要に応じて減額の措置をとることができる。

**(賞与)**

第11条 役員の賞与は、支給しない。

**(退職慰労金)**

第12条 役員の退職慰労金は、支給しない。

**(費用弁償)**

第13条 役員等が、職務を行うために旅行したときは、費用弁償を支給する。

2 費用弁償は鉄道賃・車賃・船賃とする。

**(公表)**

第14条 本協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第2項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

**(補 則)**

第15条 この規程に定めるもののほかに必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規程は、昭和59年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から一部改定施行する。(正副理事長・支部長枠の追加)

この規程は、平成24年4月1日から一部改定施行する。(評議員の費用弁償等追加)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から一部改定施行する。(退職慰労金支給規定の削除等)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から一部改定施行する。(役員等への報酬追加)

別表 1

区 分	年間報酬総額
常務理事	5,000,000 円以内

別表 2

単位:円

	評議員	正副理事長	理事(役員)	顧問	部会長	監事
報酬	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000	10,000

別表 3

単位:円

	評議員	正副理事長	理事(役員)	顧問	部会長	監事
報酬	5,000					